

議案第 28 号

石垣市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

石垣市道路占用料徴収条例（昭和 60 年石垣市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。
(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法(昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。)第 39 条第 2 項及び第 73 条第 2 項(これらの規定を法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市が法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による道路占用の許可(電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 39 号。以下「電線共同溝整備法」という。)第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項又は第 21 条の規定に基づく電線共同溝の占用許可を含む。以下同じ。)を受けた者又は法第 35 条の規定により道路を占用する者(以下「占用者」という。))から徴収することができる道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及びその徴収方法について定めるものとする。

第 4 条第 1 項を次のように改める。

市長は、占用を許可したとき又は占用の協議が成立したとき(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第 21 条の規定により協議が成立したとき(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始したとき))に、第 2 条の規定による占用料を占用者より徴収するものとする。

別表を次のように改める。

別表(第 2 条関係)

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480
	第2種電柱		730
	第3種電柱		990
	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	4
	地下に設ける電線その他の線類	1年	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850

法第32条第1項第2号に掲げる物件	郵便差出箱及び信書便差出箱				360
	広告塔			表示面積1平方メートルにつき1年	870
	その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年	850
	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	18
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				26
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				38
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				51
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				77
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				100
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				180
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			260		
外径が1メートル以上のもの			510		
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの その他のもの	長さ1メートルにつき1年	3
					9
	施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	680
		その他のもの	上空に設	占用面積1平方メートルにつき1年	430

			けるもの	ルにつき1年	
			地下に設けるもの		260
	その他のもの				850
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	850
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		ルにつき1年	A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が2のもの			A に 0.006 を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			A に 0.007 を乗じて得た額
	上空に設ける通路		430		
	地下に設ける通路		260		
	その他のもの		850		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870	
	標識		1本につき1年	680	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9	
		その他のもの	1本につき1月	87	
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設である	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9	

	ものを除く。)	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
		その他のもの		430
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	850
政令第7条第3号に掲げる施設				A に 0.031 を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	87
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	A に 0.014 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0.017 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0.025 を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物			A に 0.019 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0.014 を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0.014 を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			A に 0.019 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0.022 を乗じて得た額

建築物		乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.031 を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		A に 0.025 を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	A に 0.019 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.022 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.031 を乗じて得た額

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メ

一メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

- 8 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算するものとする。この場合において、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の石垣市道路占用料徴収条例別表(以下「改正後の別表」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収すべき占用料について適用し、施行日前に徴収すべき占用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けて占有している物件(施行日において許可に係る期間が更新された物件を含む。以下「既存占有物件」という。)の施行日以後の占有期間(以下「継続占有期間」という。)に係る占用料の額は、当該既存占有物件について、改正後の別表の規定により算定される占用料の額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。
 - (1) 令和7年度 当該既存占有物件の継続占有期間について改正前の石垣市道路占用料徴収条例別表(以下「改正前の別表」という。)の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額
 - (2) 令和8年度以降 当該既存占有物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額
- 4 前項の規定にかかわらず、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に規定する電気事業者、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第1項第5号に規定する第1種電気通信事業者又はガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第9項に規定するガス事業者(以下「電気事業者等」という。)の既存占有物件の継続占有期間に係る占用料の額は、当該電気事業者等の既存占有物件について、改正後の別表の規定により算定した額の合計額が次の各号に掲げる年度の区分に応じて算定した額の合計額を超えるときは、当該各号により算定した額とする。
 - (1) 令和7年度 当該既存占有物件の継続占有期間について改正前の別表の規定により算定した額に1.2を乗じて得た額
 - (2) 令和8年度以降 当該既存占有物件に係る前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和7年2月21日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

道路法施行令(昭和27年政令第479号)の一部改正に伴い、占用料の額及び電線共同溝に係わる所要の見直しにより、条例を一部改正する必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。

石垣市道路占用料徴収条例(昭和60年石垣市条例第20号)の新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。) 第39条第2項の規定に基づき、市が法第32条の規定による道路占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)から徴収することができる道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及びその徴収方法について定めるものとする。 （占用料の徴収方法） 第4条 市長は、占用を許可したときは、第2条の規定による占用料の納入通知書を占用者に交付するものとする。 2～3 略 別表(第2条関係)	（趣旨） 第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。) 第39条第2項及び第73条第2項(これらの規定を法第91条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、市が法第32条第1項若しくは第3項の規定による道路占用の許可(電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。) 第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項又は第21条の規定に基づく電線共同溝の占用許可を含む。以下同じ。)を受けた者又は法第35条の規定により道路を占用する者(以下「占用者」という。)から徴収することができる道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及びその徴収方法について定めるものとする。 （占用料の徴収方法） 第4条 市長は、占用を許可したとき又は占用の協議が成立したとき(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立したとき(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始したとき))に、第2条の規定による占用料 を占用者より徴収するものとする。 2～3 略 別表(第2条関係)

別記1参照	別記1-1参照
-------	---------

【別記1】

別表(第2条関係)

占有物件		単位	占有料
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>360</u>
	第2種電柱		<u>550</u>
	第3種電柱		<u>740</u>
	第1種電話柱		<u>320</u>
	第2種電話柱		<u>510</u>
	第3種電話柱		<u>700</u>
	その他の柱類		<u>32</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	<u>3</u>
	地下に設ける電線その他の線類	1年	<u>2</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>310</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>190</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	<u>640</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>270</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>1,100</u>
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>640</u>
法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき	<u>13</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの	1年	<u>19</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		<u>29</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		<u>38</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル		<u>57</u>

	未満のもの				
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				<u>76</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				<u>130</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>190</u>
	外径が1メートル以上のもの				<u>380</u>
	—	—	—		—
	—	—	—		
	—	—	—		—
	—	—	—		
	—	—	—		—
	—	—	—		
	—	—	—		—
	—	—	—		
	—	—			—
	—	—			
	—	—			—
	—	—			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	<u>640</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの			A に 0.004 を乗じて得た額
		階数が2のもの			<u>A に 0.007 を乗じて得た額</u>
		階数が3以上のもの			<u>A に 0.008 を乗じて得た額</u>
	上空に設ける通路				<u>530</u>
	地下に設ける通路				<u>320</u>
	その他のもの				640

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	11
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	110
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	110
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,100
	標識		1本につき1年	510
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11
		その他のもの	1本につき1月	110
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	11
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	110
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,100
		その他のもの		530
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
政令第7条第3号に掲げる施設				Aに0.028を乗じて得た額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	110
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				64
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.02を乗

		<u>じて得た額</u>
	その他のもの	<u>A に 0.028 を乗じて得た額</u>
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	<u>A に 0.017 を乗じて得た額</u>
	その他のもの	<u>A に 0.012 を乗じて得た額</u>
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	<u>A に 0.02 を乗じて得た額</u>
	その他のもの	<u>A に 0.012 を乗じて得た額</u>
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	<u>A に 0.017 を乗じて得た額</u>
	上空に設けるもの	<u>A に 0.02 を乗じて得た額</u>
	その他のもの	<u>A に 0.028 を乗じて得た額</u>
政令第7条第12号に掲げる器具		<u>A に 0.028 を乗じて得た額</u>
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	<u>A に 0.017 を乗じて得た額</u>
	上空に設けるもの	<u>A に 0.02 を乗じて得た額</u>
	その他のもの	<u>A に 0.028 を乗じて得た額</u>
備考		
1 金額の単位は、円とする。		
2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支		

持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

【別記1-1】

別表(第2条関係)

占有物件		単位	占有料
法第32条第1 項第1号に掲 げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>480</u>
	第2種電柱		<u>730</u>
	第3種電柱		<u>990</u>
	第1種電話柱		<u>430</u>
	第2種電話柱		<u>680</u>
	第3種電話柱		<u>940</u>
	その他の柱類		<u>43</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき	<u>4</u>
	地下に設ける電線その他の線類	1年	<u>3</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>420</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メー トルにつき1年	<u>260</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び 公衆電話所	1個につき1年	<u>850</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>360</u>
	広告塔	表示面積1平方メー トルにつき1年	<u>870</u>
	その他のもの	占有面積1平方メー トルにつき1年	<u>850</u>
法第32条第1 項第2号に掲 げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>18</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル 未満のもの		<u>26</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル 未満のもの		<u>38</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル 未満のもの		<u>51</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル		<u>77</u>

	未満のもの				
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				<u>100</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				<u>180</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				<u>260</u>
	外径が1メートル以上のもの				<u>510</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	<u>3</u>
			その他のもの		<u>9</u>
	施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	<u>680</u>
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>430</u>
			地下に設けるもの		<u>260</u>
		その他のもの			<u>850</u>
	法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	<u>850</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	A に 0.004 を乗じて得た額		
		階数が2のもの		<u>A に 0.006 を乗じて得た額</u>	
		階数が3以上のもの		<u>A に 0.007 を乗じて得た額</u>	
	上空に設ける通路			<u>430</u>	
	地下に設ける通路			<u>260</u>	
	その他のもの			<u>850</u>	

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	<u>9</u>
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>87</u>
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>87</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>870</u>
	標識		1本につき1年	<u>680</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>9</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>87</u>
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>9</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>87</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>870</u>
		その他のもの		<u>430</u>
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
政令第7条第3号に掲げる施設				<u>Aに0.031を乗じて得た額</u>
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	<u>87</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				<u>85</u>
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>Aに0.014を乗じて得た額</u>
	上空に設けるもの			<u>Aに0.17を乗</u>

		<u>じて得た額</u>
	その他のもの	<u>A に 0.025 を乗じて得た額</u>
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	<u>A に 0.019 を乗じて得た額</u>
	その他のもの	<u>A に 0.014 を乗じて得た額</u>
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	<u>A に 0.022 を乗じて得た額</u>
	その他のもの	<u>A に 0.014 を乗じて得た額</u>
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	<u>A に 0.019 を乗じて得た額</u>
	上空に設けるもの	<u>A に 0.022 を乗じて得た額</u>
	その他のもの	<u>A に 0.031 を乗じて得た額</u>
政令第7条第12号に掲げる器具		<u>A に 0.025 を乗じて得た額</u>
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	<u>A に 0.019 を乗じて得た額</u>
	上空に設けるもの	<u>A に 0.022 を乗じて得た額</u>
	その他のもの	<u>A に 0.031 を乗じて得た額</u>
備考		
1 金額の単位は、円とする。		
2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支		

持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。